



## 原子力災害対策のしくみ

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合(原子力災害対策特別措置法第15条)には、国は内閣総理大臣を長とする原子力災害対策本部を内閣府に設置するとともに、福島県原子力災害対策センターに、国、県、関係町、事業者、防災関係機関、専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、住民避難、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援など各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。

**異常な事象の発生**  
(原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象)

国は経済産業省に警戒本部を設置するとともに、現地における防災関係機関の相互の連絡・調整を行うため、福島県原子力災害対策センターにおいて「**現地事故対策連絡会議**」を開催し、原子力防災専門官が、県や関係町への事態の説明や応急対策に関する助言を行います。  
県と関係町は、福島県原子力災害対策センターに職員を派遣し、国、原子力事業者、防災関係機関等との情報の共有を行います。

異常な事象が「原子力緊急事態」に該当すれば…

異常な事象が「原子力緊急事態」に該当すれば…



## 緊急時

(原子力災害対策特別措置法第15条)

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合(原災法第15条)には、国は内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を官邸に設置するとともに、福島県原子力災害対策センターに、国、県、関係町、原子力事業者、防災関係機関、専門家などが一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援などの各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。

## 緊急時の防災体制

万一緊急事態が発生したら、国、自治体、原子力事業者、防災関係機関は一体となってその対策にあたります。

